

水産委員会議録第三十六号

昭和二十七年五月十七日(土曜日)

午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 川村善八郎君

理事 小高 藤郎君 理事 田口長治郎君

理事 永田 節君 理事 林 好次君

理事 佐竹 新市君

石原 圓吉君 川端 佳夫君

富水格五郎君 二階堂 進君

平井 義一君 松田 鐵藏君

水野彦治郎君

出席政府委員

水産庁長官 塩見友之助君

井上 尙一君

委員外の出席者

通商産業事務官 (通商振興局長) 小田部謙一君

農林事務官 (経済局長) 伊東 正義君

農林事務官 (水産庁長官) 伊東 正義君

農林事務官 (水産庁長官) 家治 清一君

農林事務官 (水産庁長官) 尾中 悟君

農林事務官 (水産庁長官) 藤波 良雄君

農林事務官 (水産庁長官) 藤波 良雄君

通商産業技官 雨宮 武夫君

専門員 杉浦 保吉君

専門員 徳久 三種君

五月十六日

委員田淵光一君及び井之口政雄君辭任につき、その補欠として小玉治行君及び木村榮君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

日本国とアメリカ合衆国との間の安

第一類第十号

水産委員会議録第三十六号

昭和二十七年五月十七日

全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出第二〇五号)

○川村委員長 これより水産委員会を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるため漁船の操業制限等に関する法律案を議題といたします。

前会に引続き質疑を行います。本日の説明員として、外務省経済局長小田部謙一君、通産省通商産業技官雨宮武夫君、政府委員として水産庁長官塩見友之助君、説明員として水産庁水産課長藤波良雄君、同じく漁政部長伊東正義君、同じく漁業調整第一課長尾中悟君、同じく漁政課長家治清一君が出席されております。

御質疑に対して発言を許します。

○田口委員 前委員会におきまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律のちで、その水面の使用によつて直接に被害をこうむる者に対しましては、本法によりまして補償の道が開けておるのでありますが、間接に被害をこうむるという問題につきましては、全国的に考えてみますと、直接の被害よりも間接的に被害をこうむる度合いがむしろ非常に強いと

いうようなことがある次第でございますが、この法律の解釈では、そういう面を救済することについてはいささか疑義がありまして、この法律をつくる以上、どうしても間接的の強い被害も同時に救済する道を開かなければならぬというのを考えまして、その点について、政府において適当にそういう道を開かれるようにお願いしておいた次第でございますが、その後御研究の結果いかようになりましたか、御意見を承りたいと思ひます。

○伊東説明員 間接被害全般につきましては、この法律からいって、直接のものとは問題になるのでありますが、この前御質問になりました佐世保とか大村湾について考えてみますと、佐世保なり大村湾の中にも、おそらく水面の提供ということがあるだろうと思ひます。現に向うからもそういう話が出ております。それで湾内のある所は水面の使用ができなくなつて、操業ができなくなるといふ制限を受けることは考えられます。その際に漁獲高が非常に減る場合、それにつきましては、防漁網の影響で減つた分と、水面を使用することを制限されて減つた分とは区別したい問題だらうと思ひます。それでは、農林省といたしましては、その際には、なるべく積極的にそういう両方合せたものを被害と見て、算定の基準として考えて行つたらどうかと、今のところは考えております。

○田口委員 ただいまのお話では、法文はそのままにして運用で行く、こういうふうに解釈されるのでございませうが、その点はさように考えてよろしゅうございませうか。

○伊東説明員 今の点は、私どもとしては、佐世保とか大村湾とか、水面を防漁網の使用に供したために影響があるというものにつきましては、この法文の運用でやつて行きたいと思ひております。

○田口委員 運用でやれるというお話でございますが、この問題はきわめて重大でございませうから、委員会といたしましては、法文をさらに研究をしてみたいと思ひます。私の質問はこれで終わります。

○石原(團)委員 この問題に対しての田口委員の質問に対するただいまの答弁は非常に不可解であります。この問題によつて生ずる損害は、アメリカの軍隊との関係であります。しからばアメリカより賠償を受けねばならぬ問題であります。それにもかかわらず、国内法の運用でやつて行こうとするのは、いわゆる国費をもつてやろうということ、アメリカに弁償させるという意味が含まれていない。このことは、国家の負担の上からも、またこの問題の根本精神からも不適当であると思ひます。従つて私はこれを承認することができないのであります。また前日私より、このままならば撤回すべしという要求をしておいたわけでありませうが、一応委員付託となつ

ております。従つて、ただいまでも当局がこれを練り直して再提出する意思があれば、そうしたい。もしそれができないならば、小委員会に付してそこで練るといふことにせねばならぬと思ひております。とにかく、一応これをひつ込めて、そして再修正する意思があるかないか、もう一応お尋ねいたしておきます。

○松田委員 石原委員の御趣旨もよくわかるのでありますが、要するに、日本とアメリカとの安全保障條約に基くものであります。しかも安全保障條約そのものは、共産党を除くほか、現在では社会党においてすら、再軍備の問題に対して、安全保障條約があるのではないかと、ゆえに再軍備の必要もないなどという、今までの彼らの主張と異なつた主張を今日しておられる次第であります。かような議論は私は社会党の滅亡だと考えておるが、さうな意見を發表して再軍備の問題に反対をしておるのであります。とにかく社会党ですら、安全保障條約が日本を保護する上における重大なる防備の点になることを認めておられる現在であるのであります。自由党はもちろんのこと、改進黨においてもこれに対して賛成をしておられる次第であります。

そこでこの安全保障條約に基く小範圍の犠牲は、日本国民としたならばやむを得ないことではないかと私は考えておるものであります。石原委員の御趣旨もよくわかるのであります。

○田口委員 運用でやれるというお話でございますが、この問題はきわめて重大でございませうから、委員会といたしましては、法文をさらに研究をしてみたいと思ひます。私の質問はこれで終わります。

こうした点は日本の国の大局から考
え、国民全体を守る意味における漁民
の最小限度の犠牲ということ、これ
はやむを得ない立場であるということ
をよく考慮に入れての小委員会の議事
を進行して行くことに對して、私は希
望を申し上げます。石原委員もどうか
撤回などという言葉をお使いになら
ず、小委員会に適當に審議するよう
に、小委員会に付託されんことを私は
要望いたします。

○石原(團)委員 私は一応当局で練り
直して再提出するのが最も妥當と思
うのでありますが、ただいま松田委員
が非常に大局的な見地からの御意見が
出たのであります。その点には私も同
一意見を持つておるのであります。こ
が、ただその場合において、零細な沿
岸の漁民が下敷になつてそのために非
常に苦痛を感ずるということをおそれ
るがために、繰返し申し上げる次第で
あります。しかし小委員会に付し
その趣旨に對して十分に検討するとい
う松田委員の御意見に賛成をいたしま
して、小委員会に付することを要求い
たします。

○川村委員 此の際、本案の取扱
いについてお諮りいたします。先刻の懇
談会におきましても、またただいま
石原委員並びに松田委員の御発言に
も、本案は修正を要するとの強い御意
見も出ており、また小委員会に付託す
べしとの御意見もありますので、本案
は漁業制度に関する小委員会に付託し
て、慎重に検討を加えていただき、そ
の結果を本委員会に報告していただき
というように取扱いたいと思存します
が、これに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川村委員 御異議なしと認めま
す。よつてそのようにとりはからい
いたします。

○川村委員 次に漁業取締りに関す
る件について、調査を進めます。さん
ま漁業取締りについて、松田委員より
発言を求められておりますので、これ
を許します。松田君。

○松田委員 昨午当委員会においてさ
んま漁業の問題についていろいろと論
議があつたのでありますが、委員会と
いたしまして、いろいろな立場を研
究いたしました。北海道のさんま解禁
は八月十五日が至當ではないかとい
う考え方を持つておつたのであります。
水産庁においても、内地側のいろい
ろな反対運動その他を勘案して、その妥
協点を見出して、まず大体において八
月二十日ごろに解禁をするような意思
のもとに、ほぼ了解が成立つたのであ
ります。一部内地側の策動により
まして、農林大臣は水産庁及び水産委
員会の意向に反した八月の二十五日に
決定されたので、水産庁においても非
常に迷惑をしたのであります。とこ
ろがたゞ、不当なる北海道の漁民
が、水産庁の決定されたその期日を犯
して、八月の十一日か十三日に自由出
漁の形をもつて出漁をしたということ
で、大きな問題となつたのであります。
その結果がたゞ、水産委員会に
おいても論議されて、当時の課長であ
つた高橋君もまことに気の毒な立場に
なつておつたのであります。かよ
うな問題が再び繰返されることのない
ように、水産庁においてもその準備を
されておられることだらうと思つた
のであります。しかしして内地側の業者と北

海道側の業者が、さんま協議会とかな
んとかという会をつくつて、この問題
に對する研究をされたということを開
いておるのであります。たゞ、その
内容を伺つてみるときに、内地側
八月の七日に解禁をしてもらうべく内
地、北海道において一決したというこ
とを聞いておるのであります。また内
地側の漁獲物の関係から言つて、九月
の十五日までは北海道でとつたさんま
は自由で販売してもさしつかえない
が、九月十五日から十月の五日まで
は、内地側の初めて漁獲されるときま
でこれを販売を禁止するといふとき
めが行われておるといふことを聞か
れておるのであります。ここにわれ
われは、業者間のかつてなとりきめ
に對して、水産庁はどのようにお考えに
なつておられるか、御研究があるなら
ばお考えの幾分でも御発表願えれば、
たいへん役立つことと思つたのであり
ます。しかし私にここに非常に警戒しな
ければならぬ問題があると思つた。さ
きに私どもは政府提案における資源保
護法を決定しておるのであります。資
源保護法の建前から言つて、はたして
北海道の業者側のみ決定した八月の
七日という時期が妥當な線であるか
いかという時期に對して、われわれは
相當考へなければならぬ問題がある
と思つたのであります。但し水産庁はま
だその期日を発表はされておらないか
ら、そのことについて水産庁を責める
のではないのであります。しかもいか
に北海道といへども、八月の十五日以
前は、要するに夏のまつ盛りである、
気温において相当暖かいときでありま
す。八月の十五日といふものが過ぎま

すと、初めて朝晩寒さが寄せて来て、
ちよつどいい時期になること、われ
われは自分が住んでおるがために知
つておるのであります。しかも全国の
定置漁業は、七月一ぱいでもつて大
体切り上る、そして八月の半ばまで
かかつて、相當漁獲されておるもの
も、または保存されておるものも消
化される時期であります。これがかつ
ての統制のあつた当時における夏期対策
として、漁獲物を農林省は補助までし
て、このときの資源を確保した実例が
あることによつてもはつきりとわか
つておるのであります。かような時期に
おいてとつた魚は、どれだけ漁獲され
ても、それを処理するといふ考えが業
者側にあるかは存せぬが、とうてい現
在の設備やまた労働力から行きました
も、これを完全に処理するなつておるの
ことはでき得ない状態になつておるの
であります。それが北海道の現実の問
題であります。ところが八月の七日か
らは、業者間が妥協いたしました。か
りにとるとして、九月の十五日から
十月の五日まで販売を禁止するとい
ふようなことがはたしてできるかどう
か。九月の十五日から十月の五日まで
というの、北海道における一番の盛
漁期であります。この盛漁期のときに
おいて漁獲されてものを、八月の七日
からとつた魚もも保存されるとして
も、この盛漁期にとつた魚といふもの
はそれならばどうした販売方法、処理
方法をするかといつたならば、むしろ
これは肥料にしなければならぬ事態
が惹起するものと思つたのであります。
またこれを商人に売つた場合におい
て、商人は自由販売品であるから、ど
こへでも送つてやつたところでは

何も処置も取締りもないのでありま
す。またこうした事を考へてかよ
うなとりきめをしたのかこれはわかりませ
んけれども、要するに彼らが昨年八月
十一日から不法なる実力によつて出漁
したという面子を立てんがために、大
衆の犠牲——九月の十五日から十月の
五日までの間の最盛期を、漁民の犠牲
において一部指導者が、先頭に立つて
おる者が、自己の面子を立てんがた
めにかよふな議論に進んで行つたものと
私は考へるのであります。これが重要
な点であると同時に、水産庁は昨年八
月の二十五日に解禁をしたその趣旨が
いづこにあつたか。同じく今日は廣川
農林大臣であります。その農林大臣が
二十五日に解禁をしたのは、あらゆる
観点から考慮されたことと思つた。それ
を業者が一方的に考へて、しかも私
がただいま申し上げたように、漁民の犠牲
において自己の面子を立てんがた
め、昨年犯した違反に對する面子を立
てんがために八月の七日からしつてや
らうといふ業者間のとりきめを行つた
といふことである。また新聞に報道さ
れておるのには、その間の金融の問題
だとかまたは輸送の問題だとか、現地
においてはいまなおおんやわんやの会
議をされておると、新聞にいろいろし
く報道されておるのであります。これ
らに對して、水産庁はまだ現地のさ
うなことには耳をかしてないことと
は存じておられますけれども、もし入
手された情報があつたり、また水産庁
においてこれに對するお考えがあつた
ならば、でき得る範囲内でつこうで
ありますから、その点御説明を願え
ば幸いと存じます。

○伊東説明員 結論を先に申し上げま

ずと、農林省といたしましては、この問題についてまだ結論は出してはおりません。われ／＼の希望といたしましては、昨年は解禁漁がかわつたり何かして、大分た／＼あつたそりでありまして、今年なるべく慎重に検討いたしまして、そういうことはいたしたくないという事は考へております。

それから今御質問のありました、内地と北海道の業者の方々が集まられてとりきめをされたことを、われ／＼は知つております。この問題につきましても、とるべきものはとり、尊重できるものは尊重して行くというこの覚書につきましても、考へ方を生かしておられますが、それではこれをとつて行くのだという結論については、まだ農林省としては結論を出してはおりません。しかし研究はいたしてはおります。

○松田委員 私はいだいまの御答弁によつて、賢明なる長官または部長は、必ず大局を考へて御判断が願へることと思ひますが、ややもすると越佐海峡の例にもありますように、漁民がただ騒げば自分の意見が通るのであるというふうな考へ方をもしたた場合において、どういふふうになるかということをよく御研究を願ひたいと思ひます。しかもそれは一部の者が面子を立てる意味において行ふことだといふことがほゞ察されるのであります。一番大きい問題は経済問題であります。

その経済問題は、九月十五日から十月五日というの一番の盛漁期であつて、これを販売を禁止するなどは、これは、とうてい漁民としてのびがたいことである。でき得ないことである。これを一つの口実にし

て、その裏がどこにあるかということもよく御考慮に入れてもらひたい。内地業者はごまかされておる。そのうちに、内地の業者も北海道の業者も、自分の非は非と認めて、今年から正しい漁業を営むものだとおつたことでもやつて行つたらば、水産庁としてもあらゆる援助を惜しむものではないと私は考へております。しかも昨年において北海道の者らの陳情は、八月十五日にしてくれという陳情であつたのです。その理論は先ほど私が申し上げたような理論であつたのです。ゆゑに内地側の各委員方においても、北海道の漁民の要求することは是なりと信じて、相当これに協力を願つたものであります。それを不法に出漁したのです。法を犯して出漁したのです。それをカバーせんがため八月七日という時期をきめて、それと引きかえに一番の漁民の利益を糾弾して、九月十五日から十月五日まで禁止をしようなどという事は私はどのように善意に解釈しても、これは漁民の犠牲によつて、でき得ないことをして、昨年の彼らの犯した違反を有利に導こうとする、面子を立てる意味以外には絶対に受取れないと思ひます。私は北海道の第五区の出漁であつて、このさんま漁場が私の選挙区なのです。たといかなる有力者または漁業協同組合一致団結して来ても、漁民の利益のためにあえて選挙民にこびるようなことであつたらば、正しい政治は行われぬといふ観点から申し上げておるのであつて、どうか水産庁においては、漁民を正しく指導するため、あらゆる御研究をされて、この期日の決定を願ひたいと思ふものであります。

○川村委員 委員長より特に水産庁に要求いたしておきます。先ほど松田委員の御発言に対する御答弁の中に、内地の漁民と北海道の漁民すなわちさんま漁業者が協定をして、覚書がとりかわされたことは知つておるといふことでもありますが、内容がそこにありますならば、覚書の内容を御発表のほど要求いたします。

○尾中委員 覚書の内容について申し上げます。覚書の第一点は、北海道の解禁、これはさんま漁船が出航する日でありまして、これを八月七日にする。それから本土にわゆる内地側の解禁日は、同様に八月二十日とする。第三点は、北海道に漁船登録のある総トン数二十トン未満の漁船並びに農林大臣の承認を受けた総トン数二十トン以上の漁船によつて操業する期間は八月七日から十月二十五日までとする。第四点は、九月十五日から十月四日までには北海道から内地へさんまを送ることを禁止する。第五点は、第四点の措置が確実に履行されるように水産庁に対しては強く要望する。こういつた五つの点の内容になつております。

○川村委員 次に輸出まぐろに関する件について調査を進めます。米国内向け輸出まぐろの関税率引上げの問題につきましても、二階堂委員より発言を求められております。これを許します。

○二階堂委員 まぐろの輸出につきましても、先般本委員会におきましては議題といたしまして、これが対策に慎重を期して参つたのであります。先日の新聞によりますと、米国の上院

財政委員会は九日、生及び冷凍まぐろに対する輸入関税創設に関する法案を八対五で可決したというのであります。少からぬ利害関係を持つております。われ／＼といたしましては、さらにこの法案が上院において可決されぬやうな対策を講じて行かなければならぬと考へるのであります。もしこの法案が可決されたら、関税の創設及び引上げが実施されることになりまして、その及ぼす影響については、論をまたないのではありません。日米の両国民の理解と信頼の關係につきましても、好ましくならざる影響を與えることはもちろんであります。私は先般の委員会におきましても、この関税の引上げがもし実施されるならば、日本の水産業あるいはカン詰業界に及ぼす影響といふものがいかに甚大なものであるかといふことを述べて参つたのであります。今度の法案が可決に相なりましますと、おそらくカン詰業者も全滅に瀕するやうな打撃をこうむるのであります。ひいてはまぐろの漁業に從事しておられる多数の漁民の生計を脅かす結果とも相なることは明らかであります。現在まぐろの漁業に從事しておられるところの漁船は、二十トン以上にはいたしてはなからうかと考へておられるのではなからうかと考へておられるのであります。従つてこれに従事しておられるところの漁民は、おそらく数万名に上るのではなからうかと考へられる。この家族を含めましてならば、その生活に及ぼす影響も大きなものであることは、火を見るよりも明らかであります。従来の実績から考

えてみますと、この漁獲されたところのまぐろのほとんど九〇%以上をアメリカに輸出いたしてはおります。かやうにこのカン詰業界あるいはこの漁業に従事してはおりますところの漁民の受け打撃といふものが、どのようになつて来るかといふことを考へても、これに対するもつと積極的な万全の対策をわれ／＼は考へて行かなければならぬと思ひのであります。なおまた輸出振興は日本の経済自立の根本の方策であります。ドル獲得の上から考へてみましても、従来の実績から考へてみましても、生糸に次いで多額のドルを獲得して来ておるのであります。このようなドル獲得の観点から考へてみましても、今回のアメリカ側がとつておられるところの措置が、日本の経済自立の根本をなす貿易政策の上に非常な支障を與えることは明らかであります。私は今回財政委員会がとつておられるところのまぐろの関税創設及び引上げに対する態度に対しましては、非常な遺憾の意を感ぜざるを得ないのであります。

私が最も遺憾の意を表する第一点は、この問題がアメリカにおいて取上げられて参りました以来、われ／＼は国内においても、誠意をもつてこれが調整に當つて来た。この誠意がとつとも考へられていない。わが国といつたしましては、過去のい／＼な輸出の問題等に深い反省をいたしまして、そして自主的な制限まで行つて、アメリカの対日まぐろに関する輸入反対の輿論を緩和しよう、あるいはまた品質の改善を行おう、価格の点においても十分考慮して行こうといふことで、自主的に国際協調の考へから、誠意をもつ

て、その裏がどこにあるかということもよく御考慮に入れてもらひたい。内地業者はごまかされておる。そのうちに、内地の業者も北海道の業者も、自分の非は非と認めて、今年から正しい漁業を営むものだとおつたことでもやつて行つたらば、水産庁としてもあらゆる援助を惜しむものではないと私は考へております。しかも昨年において北海道の者らの陳情は、八月十五日にしてくれという陳情であつたのです。その理論は先ほど私が申し上げたような理論であつたのです。ゆゑに内地側の各委員方においても、北海道の漁民の要求することは是なりと信じて、相当これに協力を願つたものであります。それを不法に出漁したのです。法を犯して出漁したのです。それをカバーせんがため八月七日という時期をきめて、それと引きかえに一番の漁民の利益を糾弾して、九月十五日から十月五日まで禁止をしようなどという事は私はどのように善意に解釈しても、これは漁民の犠牲によつて、でき得ないことをして、昨年の彼らの犯した違反を有利に導こうとする、面子を立てる意味以外には絶対に受取れないと思ひます。私は北海道の第五区の出漁であつて、このさんま漁場が私の選挙区なのです。たといかなる有力者または漁業協同組合一致団結して来ても、漁民の利益のためにあえて選挙民にこびるようなことであつたらば、正しい政治は行われぬといふ観点から申し上げておるのであつて、どうか水産庁においては、漁民を正しく指導するため、あらゆる御研究をされて、この期日の決定を願ひたいと思ふものであります。

○川村委員 委員長より特に水産庁に要求いたしておきます。先ほど松田委員の御発言に対する御答弁の中に、内地の漁民と北海道の漁民すなわちさんま漁業者が協定をして、覚書がとりかわされたことは知つておるといふことでもありますが、内容がそこにありますならば、覚書の内容を御発表のほど要求いたします。

てこの対策を講じたのでありますが、
こういふ点がちつとも考えられていな
いのではないかと、私どもは
考えまして、アメリカ側のこのような
考え方に對しましては、非常な遺憾の
意を私は表せざるを得ないのでありま
す。

なおまたもう一つの点は、今回の措
置がアメリカの一部の議員の方々によ
つて、一部の業者の利益を擁護せんが
ために、大きな将来の日米提携の問題
とか、あるいは自由国家の協力の問題
等を忘れたような考えに基いて今日の
措置がなされておるのではなからうか。
アメリカが終戦以来日本に對して
與えてくれたところの二十億ドルに上
る経済援助も、一つには日本の経済を
早く自立させて、そして自由国家の一
員として強く提携をいたしたいとい
うことにはかならないであらうと考
へておるが、こういう点から考へてみ
ても、このような大きな大局的な考
え方を無視されておる、こゝ私どもは考
へます。これに對しては、アメリカ
深い反省を私どもは促すと同時に、ま
たわが方といたしまして、今後この
問題に万全の対策を講じて行かなけれ
ばならないのではないかと、かように考
へるのであります。

そこで私は外務省の当局、水産庁及
び通産省の当局の方々に對しまして、
二、三の点をお伺いしてみたいと思
ひます。まず外務省の当局に對
しまして、一体こういうような措置に
アメリカが出て来たのであります。こ
れが、先般の問題になつておりました
本委員会におきまして、この問題を
いろいろ論議いたしましたのでありま
す。一、二関税引上げの問題が向うの

方でも取上げられるのではなからうか
というふうな空気があつたのであり
ますが、突然また去る九日に上院の財政
委員会においてこういう可決を見た今
日までの経過、いきさつについて、も
し情報がありますればお聞かせ願
つて、なおその間外務省とされまし
てはいかような手を打たれたか。ある
いは今後の見通しについてどうい
うな考えを持つておられるか、ま
ずこの点をお伺いいたしたい。

○小田部説明員 実はこの法案は昨年
の十月に下院を通過いたしました。そ
のとき下院を通過いたしましたのは、ほん
の一週間のうちに通過いたしましたので
ありますが、それ以来外務省といたしま
しては通産省、水産庁とも相談いたし
まして、そして當時はまだこちらで
はドイツ・ロマティック・セクションと
申しておりますが、外交局を通じ、ア
メリカでは武内在外事務所長を通じま
して、日米経済協力の観点から、ま
るの輸出がわが国のドル獲得上絶対
必要であること、それからもしま
るの関税が高められたときに漁民に及
ぼす影響等も、非常な詳細なる情報を
もちまして、向うにも説明いたしま
した。またこの件は、当時こちらで外交
局といたしておりましたが、外交局も非
常に關心を持ちまして、日本側にとつ
て非常に有利な報告を向うにも提出し
たといふことを漏れ聞いておる次第で
あります。こういうわけでありました
ものでありますが、先方にはわが国のま
るの輸出のいかに重大であるか
といふことは十分伝わつておると思
うのであります。その一つの証拠とし
ましては、実は財政委員会が可決しま
してすぐアチソン長官が、記者会見に

おいて、國務省は、上院において審議
中のまぐるにボンド・セントの輸入税
を課する法案に反對する。そしてこの
まぐるの問題は、米國と日本及びベ
ルギーとの關係に影響するところが少
くないので、これに重大なる關心を有
しておる。のみならず、まぐる産業は日
本及びベルギーに重要なドルの獲得を
なすものであるから、もしこれが上院で
不幸にして通ることになれば、米國と
兩國との間に重大な影響を及ぼすおそ
れがある。従つて関税が設定されな
いように希望するといふようなことを強
く述べておられます。それで現在のこ
ろ外務省といたしましては、さつそく
外交局の方にもいろいろ討議をして話
をしておりますし、また近くアメリカ
に新大使も赴任されるはずになつてお
りますから、新大使にもその事情を十
分に説明いたしまして、今後まぐる
の輸出に幾分にも悪い影響のない
ようにしてまぐるに努力してお
ります。なおこれは委員会を通過いた
しましたが、いつ上院に上程されるかと
いふことは未定であります。また今年
は大統領選挙戦がござりますので、上
院の会期も間もなく終るだらうと思
います。そうすればなお時間もござ
りますから、本件に關しまして、外務
省としては各關係官庁と協議の上努力
したいと考へております。

○二階堂委員 アチソン長官の今回の
措置に對する反對の意見を新聞紙上で
拜見いたしましたのでありますが、もちろ
ん國務省當局といたしましては、わが國
の水産あるいは経済界に及ぼす影響が
いかに重大であるかといふことを十分
考へられて、ああいう意見をお述べに

なつたと思つております。もちろんこ
の問題が起つた原因につきましては
いろいろありましようけれども、先ほ
ど小田部さんもおつしやつたように、
今年にはアメリカにおいて選挙の行われ
る年でありまして、いろいろ国内の選
挙等の關係も考へられて、こういう措
置も出て来てるかと思つておるであ
りますが、関税設置の問題に對して最も
強い賛成の意見を持つておられます。
太平洋沿岸の業者であるかと思いま
す。しかしながらアメリカの國論とい
うものが、必ずしもこの法案に對して
一致しておるとは考へられないのであ
ります。太平洋沿岸の業者は、最も強
く関税の引上げ等に賛成をいたしてお
るのであります。しかし太平洋沿岸
といへども、シヤトルのアストリア付
近の業者は、この日本からの冷凍のま
ぐるの輸入に對しましては、相當な關
心を持つておるし、事実大體自分たち
の關係しております水産業者の手によ
つて漁獲されております原料は、わず
かなわけ、あとの原料に對しまして
は、ほとんど日本とかベルギーとかから
輸入をいたしておるのではないかと考
へております。従つて太平洋沿岸の業
者も必ずしも意見が一致していません。
あるいは大西洋沿岸のカン詰業者等
は、ほとんど原料を南米あるいは日本
等から輸入をいたしております關係等
からいたしまして、今回のこのよう
な措置に對しまして、今このこのよう
な措置に對しては、おそろしく反對を
いたしておるのではないかと考へるの
であります。なおまたニューヨークタ
イムズの論説を見ましても、これに反
對をいたしておられます。あるいはまた
深く日本の水産に理解を持つておりま

すヘリングトン氏あたりも、このアメ
リカの措置に對しましては、反對の意
思を表明しておるような意見も見たの
であります。あるいは國務次官補代理
のリンダー氏におかれましては、かよ
うな意見を述べておられる。そのよう
にアメリカ国内の意見をいろいろ考
えてみましても、意見が一致してい
ない。こういうふうなアメリカ国内の事
情をよく考へられて、在外事務所もあ
ることでありますので、私どももつと積
極的な手が打たなければならぬと思
つておる。あるいはそういう措置を十分
つておるといふお考えであるかまわ
りませんが、私は打つべきところの手
が打たれていないのではないかと
考へがいたすのであります。そこで私
は、先般の委員会におきましても、出
先機關に水産に關係のある担当官を
置かれたらどうかといふことを、欧米局
長にも意見を申し述べておきました
が、近くそういう措置を何らかの形
で、近々そういう措置を何らかの形
で、近々という答弁も伺つたので、はな
だ意を強くいたしておる次第であり
ます。こういうふうな問題が起きて非
常に深刻な事態が到来するようにな
つてから、あれもこれもという手の打ち
方では私は非常に遅いと思つて、今後
の希望であります。こういうことが起
ぬ前から、特に水産關係は日本に非
常に深い關係を持つておりますから、こ
ういふような落度がないように、向
うの国内においてもいろいろな様子
を考へておるに、適切な手を打つ
て行かれますことを強く希望いたし
ておる次第であります。同時に南米等
も、このまぐるの問題につきましても、
アメリカと非常に深い關係を持つてお
ります。今回のこの関税の引上げある

い
なつたと思つております。もちろんこ
の問題が起つた原因につきましては
いろいろありましようけれども、先ほ
ど小田部さんもおつしやつたように、
今年にはアメリカにおいて選挙の行われ
る年でありまして、いろいろ国内の選
挙等の關係も考へられて、こういう措
置も出て来てるかと思つておるであ
りますが、関税設置の問題に對して最も
強い賛成の意見を持つておられます。
太平洋沿岸の業者であるかと思いま
す。しかしながらアメリカの國論とい
うものが、必ずしもこの法案に對して
一致しておるとは考へられないのであ
ります。太平洋沿岸の業者は、最も強
く関税の引上げ等に賛成をいたしてお
るのであります。しかし太平洋沿岸
といへども、シヤトルのアストリア付
近の業者は、この日本からの冷凍のま
ぐるの輸入に對しましては、相當な關
心を持つておるし、事実大體自分たち
の關係しております水産業者の手によ
つて漁獲されております原料は、わず
かなわけ、あとの原料に對しまして
は、ほとんど日本とかベルギーとかから
輸入をいたしておるのではないかと考
へております。従つて太平洋沿岸の業
者も必ずしも意見が一致していません。
あるいは大西洋沿岸のカン詰業者等
は、ほとんど原料を南米あるいは日本
等から輸入をいたしております關係等
からいたしまして、今回のこのよう
な措置に對しまして、今このこのよう
な措置に對しては、おそろしく反對を
いたしておるのではないかと考へるの
であります。なおまたニューヨークタ
イムズの論説を見ましても、これに反
對をいたしておられます。あるいはまた
深く日本の水産に理解を持つておりま

すヘリングトン氏あたりも、このアメ
リカの措置に對しましては、反對の意
思を表明しておるような意見も見たの
であります。あるいは國務次官補代理
のリンダー氏におかれましては、かよ
うな意見を述べておられる。そのよう
にアメリカ国内の意見をいろいろ考
えてみましても、意見が一致してい
ない。こういうふうなアメリカ国内の事
情をよく考へられて、在外事務所もあ
ることでありますので、私どももつと積
極的な手が打たなければならぬと思
つておる。あるいはそういう措置を十分
つておるといふお考えであるかまわ
りませんが、私は打つべきところの手
が打たれていないのではないかと
考へがいたすのであります。そこで私
は、先般の委員会におきましても、出
先機關に水産に關係のある担当官を
置かれたらどうかといふことを、欧米局
長にも意見を申し述べておきました
が、近くそういう措置を何らかの形
で、近々という答弁も伺つたので、はな
だ意を強くいたしておる次第であり
ます。こういうふうな問題が起きて非
常に深刻な事態が到来するようにな
つてから、あれもこれもという手の打ち
方では私は非常に遅いと思つて、今後
の希望であります。こういうことが起
ぬ前から、特に水産關係は日本に非
常に深い關係を持つておりますから、こ
ういふような落度がないように、向
うの国内においてもいろいろな様子
を考へておるに、適切な手を打つ
て行かれますことを強く希望いたし
ておる次第であります。同時に南米等
も、このまぐるの問題につきましても、
アメリカと非常に深い關係を持つてお
ります。今回のこの関税の引上げある

は設置の問題は、特にペルーあたりと
は深い関係を持つておると考えるので
ありますが、今日正常な外交関係が復
活いたしておりません関係から、これ
らの国と提携してこの問題の解決に当
るといふような努力もなかつたかと考
えられるのでありますが、今後はこう
いうような諸国とも提携をされて、そ
して万遺憾なき対策を講じていただき
たい。なお私は、一昨年アメリカに参
りましたときにも、この問題をいろいろ
話して参つたのでありますが、その
名前は今忘れて記憶してありません
が、ワシントンに魚を消費するレスト
ランかなんかの組合を持つて、魚の料
理を食えという宣伝を行つてはいる機
関があります。これは消費者を中心とす
る機関であります。この機関が相
当な金を使つて、このカン詰等の消費
の宣伝を行つております。この機関は
非常に大きな力を持つておりますので
で、この機関の責任者と会いました際
にも、日本のカン詰の相当な量がアメ
リカの国内において消費されておる。
われ／＼はアメリカの業者から金を集
めて宣伝をいたして、おる。この宣伝に
よつて相当魚のカン詰あるいは魚の消
費量がふえて来た。その恩恵は日本も
当然こうむつてはいるはずだから、こ
ういふ機関に対しては何か日本に協力
してもらいたいものだから、こゝろの意
見を述べておりましたが、貿易、特に
この水産の貿易は、先ほども申し上げ
ましたごとく、まづろの九〇%以上が
アメリカに輸出されているようなこと
を考慮いたしました。今後こゝろの
ような宣伝機関に対しては、業者はも
ちろんであります。政府の当局とい
たされましても、いろ／＼な方法で協

力をされて、この消費を助長して行く
といふような対策を講ぜられる必要が
あるのではなからうかと考えますが、
こゝろの方面に對しては、外務省及
び通産省當局はどういうふうに考へて
おられるか。あるいはもしそういふこ
とが適切であると考えられるならば、
これに對してどういふ手を打たれるお
考へであるか。その点について所見を
お伺いいたします。

○小田部説明員。実はペルーに關しま
しては、非常に前から在外事務所の設
置を希望しておりましたところが、
なか／＼実現できませんので、その間
は遺憾ながらペルーとは連絡はほとん
どとれなかつた次第でございますが、
今度ペルーも條約を批准いたしましたし
て、ごく最近ペルーに臨時代理公使も
赴任することになりますので、本件は
もうすでにペルーに赴任する代理公使
とも慎重に話をしておりますが、今後
ともお互いに相談して報告も受取り、
どういふふうな措置をとつたらいいか
といふことを慎重に考慮して行きたい
と思ひます。またその他の連絡のこと
に關しましても、事実アメリカの中
でも、消費者の立場とか、今御説明のあ
りましたような東海岸の業者だとか、
その他いろ／＼な利害關係があること
も承つております。これはこゝろの大
使館からも、先方からも聞いておりま
す。ただこれをどういふ方法でやつ
たら、どういふ人がどういふ方法でやつ
たら方がいいかといふことは、ある場合
は政府が表面に立たずして、業者が表
面に立つた方がいい場合もございま
す。従来もそういうことを行つたよ
うですが、どういふふうな方法がいい
かといふことを、関係官庁並びに業者

の方々と協議して、今後とも十分なる
措置をとりたいと考へております。
○二階堂委員。アメリカは宣伝の国で
ありますので、宣伝対策につきまして
は、もちろん私は業者も一致して協力
すべきだと考へております。しかしな
がら、業者の悪口になりますけれども
も、業者の人々にそういうことをし
ても、大きな立場から貿易を振興しよ
うといふ考へが少く、自分のものだけ
を売つて、ほかのものは悪口を言つ
て、輸出をなすだけとめようといふよ
うな非常に小さな考へを持つておる業
者もかなりあると思ひます。アメリカ
をまわつてみましても、ある業者は日
本のほかの業者の悪口を言つて、自分
の品物だけが一番いいといふようなこと
を言つて、一方では輸出をしなければ
ならぬと言ひながら、一方では自分の
ことばかりを考へてやつておるよ
うな会社もあると思ひます。宣伝の問題
等につきましても、そういうことを業
者に呼びかけましても、自分の会社の
つくつておるもの、宣伝ばかりを考へ
ないで、業者が一致して、大局的な立
場から日本の水産貿易を振興するとい
ふ真心からやつてもらへばそれに越し
たことはないと思ひますが、そのよ
うなことは結局は自分の会社の宣伝に終つて
しまふ。そしてほかの会社の悪口を
言つて、結果において日本の貿易を増
進させるどころか、かえつて減退させ
て行く。あるいはアメリカの輸入業者
に悪い結果を與へることになる。そこ
で政府が表面に立つことはどうかとも
考へられますが、日本の経済再建の最
も大きな条件の一つである輸出をどう
して振興させるかといふ観点から考へ
てみますれば、ある程度政府がいろ

いろ／＼な方法をもつて、いろ／＼な機関
に日本の品物を宣伝する。これは單に
魚のみならず、シルクにしましても、
陶器にしましても、いろ／＼なことが
考へられると思ひます。そう
いふことは政府は当然もつと積極的
に考へらるべきことではないか、そうい
うところからわが方といたしましては、
協力をいたして行きますならば、こ
ういふ問題が起つて来た場合にも、ア
メリカの国内における機関が、日本のこ
うした議論を支持してくる結果にも
なるかと考へるのでありますから、こ
の点もひとつ将来の貿易振興の上から
考へられまして、根本的な対策を構立
していただきたいといふことを、強く
要望いたしておるのであります。

な。これは通産省の方が適當かとも
思ひますが、関税引上げの問題が起り
ましてから、アメリカの業者の日本の
カン詰会社に対する相当の引合ひがあ
つたと新聞も報道しておりますが、最
近における輸出の状況はどうなつてお
るかといふことが、それから先般
政府の方で自主的な態勢を完了せられ
ておりますが、この管理貿易令に基
き、五月一日から実施されました輸出
業者に割当てたわくと自由わくととの調
整の問題がどういふふうになつてお
るか。これは先般の委員会におきまし
ても、私いろ／＼質問いたしたのであり
ますが、その調整がどのようにとられ
ておるかといふ点について、御説明を
お願いいたします。

○井上政府委員。今の二階堂委員の御
質問の第一は、先ほど外務省の方から
も御答弁があつたのですが、今後ま
づの対米輸出の増進、振興について、
政府は一層積極的な方策を講ずるよう

に、あるいは今後こゝろいつた問題につ
いて、どういふ方策を政府として考へ
ておるかといふ点について、最初に御
答へしてみたいと思ひます。

今般問題の課税に關する法案の通過
防止につきましては、われ／＼としまし
て外務省あるいは農林省方面と緊密な
連絡をとつて、今日まで相当努力を
続けて参つたといふ点につきましては、
先ほど外務省の方から申し上げた通り
であります。今後の問題といたしま
して、対米まづの販路の擴大増進と
いふ問題につきましては、まず第一に
は今後の貿易としましては、一般的に
米輸出、ドル・ドライブが重要である
ことは言うまでもないのでございま
して、今年度の海外に對します見本商
品の宣伝紹介の重点も、これをドル地
域にその重点を集中してやつて行
く、その一環として、海外の見本
商品の宣伝紹介の機関である海外の見
本市、言いかえれば博覽會への日本の
参加といふ問題であります。この海外
フェアの実施、参加につきましては、
今年度四千万円程度の予算を計上
しまして、米國を中心としてサン
フランシスコ、ニューヨーク、シヤ
トル、カナダのトロントといふよ
うな地帯に見本商品の宣伝、紹介の
フェアを計画中でございまして、そ
ういふ機關を通じて、まづろの類に
十分な効果をわれ／＼としまして期
待しておる次第であります。

第二の問題としましては、輸出組合の
問題でございまして、今国会に近く輸
出取引法案といふ名称をもつて上程御
審議を願う予定でございまして、不当
な競争を防止し、安定した値段をも
つて、できるだけ可及的に多くの品物を

こちらから出そうということについては、貿易業者相互間の一致協力というか、そういう輸出組合のような体制がこの際どうしても必要であるという観点で、目下その法案を準備中でございますが、この法案通過の場合には、この業界におきましても、関係貿易業者の協調といえますか、一致協力によりまして、従来にもまして一層まぐろの輸出の増進の効果を期待していいのではないかと、かように考えております。

第三の問題として、優先外貨制度の改正でございますが、従来は対米輸出につきましても、その輸出した値額の三割、六割、一〇割というように比率をいってボーナスとしまして、優先外貨として、関係の業者に対して外貨の比較的自由なる使用を認めるというやり方でございます。今年度のドライバーを一層推進して参るといふ観点から、このパーセンテージに改訂を加えまして五、一〇、一五といふようなパーセンテージの引上げによりまして対米地域に對しまする輸出のインセンティブを一層大きくしたい。かような方法でもって現在大蔵省その他関係の向きと交渉中でございます。そういうようないろ／＼な方法を通じまして、輸出の振興に一層の効果的な方策を採用したいと考えております。

も、この際対米輸出のまぐろカン詰、冷凍まぐろについて何らかの輸出調整の方法をこちらの方から自主的に講ずることがむしろ賢明だというわけで、年間まぐろカン詰百万箱、冷凍まぐろ一万二千トンというわけで申しますが、限度を設けまして、先月一日から、すでに実施中でございますが、冷凍まぐろにつきましても、その半分を過去三箇年に輸出実績を有するエキスポーターにその実績によつて配分する。そしてその残りの半分をエキスポーターの申請によりまして、これを自由競争といえますか、今後の努力によるところの、いわば弾力性をここに十分加えるという方法でもって目下実施中でございます。こういう方法の実施によりまして、対米輸出の効果的な増進をわれ／＼として期待して参つたのでございますが、上院の蔵入委員会での通過という遺憾ながらきわめて残念なる経過と申しますか、そういう事実が今日直面したわけでございますが、今後の上院本会議の問題、あるいは米國政府の善処につきましても、通産省は農林省と一体となつて、外務省を通じて今後とも一層善処を続けて参りたいと考えております。

なお最近の輸出の状況につきましての計数等については、今年の一月から四月までの四箇月間の輸出の実績でございますが、カン詰につきましてもは二十九万二千三百八十六箱、それから冷凍まぐろにつきましてもは七千五百五十五箱、この四箇月間の実績に相なつております。調査措置が実施になりましてからの最近の具体的な計数につきましては、まだいろ／＼調査の不十分な点等もございしますので、なおこ

ろいより御報告申し上げたいと思ひます。二階堂委員 あまり長くなりませんが、もう一点だけ水産庁当局にお尋ねいたしますが、この輸出に關する対策を指定するとか、あるいは価格等の統一をはかるとか、品質の向上をはかるというような対策のために、産業施設審議会というものを設けたりして、この審議会と考へるのではありませんか。この審議会がございましてから生産工場を指定されおると思ふのでありますが、この工場が幾つ指定されておるかという点と、それから今後輸出対策といひまして、もちろん企業合理化等も考へて行かなければならぬと思つておられますが、カン詰工場等の整備につきまして来るのであります。この金融の問題につきましても、また後日これを問題にいたしましては、お尋ねいたします。なお対策を講じていたがたいと考へておられますが、その審議会がございましてからどういふようなことになつておるか、その点ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○藤波説明員 さつきの御質問の趣旨がはつきりいたしません、産業設備審議会でございますか。
○二階堂委員 新聞で施設審議会というものを設けたりしたという話、その話はおつくりになつたという話、承つておりません。
○藤波説明員 そういう話はわれ／＼承つておりません。
○二階堂委員 それではあとでこれを調べた上でもう一べんお尋ねいたしたいと思ひます。

○藤波説明員 こちらも詳しく調べてお答え申し上げます。
○石原(團)委員 カン詰まぐろ、冷凍等の問題が今月九日に突如として上院蔵入委員会を通過したことはまことに意外でありまして、目下出漁に励んでおるまぐろ漁業者の出漁意識の喪失、これは驚くべき生産減になると思ふのであります。またカン詰製造業者、輸出業者等も、この関税はよもや通過しないだろうという一筋の望みを残して生産をやつておる、輸出計画をやつておる。こういう点から、これが万一通過したならば非常に重大な結果になると思ふのであります。先刻外務省の方には、多少大統領選挙もからんで、さつそく上院の本会議にはかからないだろうというふうなすこぶる楽観的なお言葉があつたのであります。さういふ意識ではこの問題は、非常な不利を招くことと思ふのであります。この場合私にはまずアメリカのアチソン長官に敬意を表さなければならぬと思つてあります。アチソン長官の申されたことを具体的にここに申し述べますと、国内の少数のグループの利益をはかるために、これはアメリカの国内でありまして、経済的國家主義政策をとることは自殺するやうなものであります。それは必ずや自由世界の結束を乱すこととなり、モスコに乘ずる機会、すきを與えることとなるのであります。しかも國務長官がかように申しておるのではありません。また米國のこのような輸入制限強化の傾向に對しては英國も非常に注目しており、このよ

うなことを進行するならば、米國に協力しておる英國の政策に對して重大なる結果をもたらすであらうと抗議をしておることでもあります。わが日本といひましたしても、米國と日本の経済協力の上から申しましても、まことに重大なる問題でありますので、わが水産議員連盟におきましては、昨日トルーマン大統領あて、アチソン國務長官あて、パークレー副大統領あて、この副大統領は上院の議長であります。ヴァンデンバーグ上院外務委員長、マグナソン上院海軍漁業分科委員長、以上へ向ひまして、日本國會水産議員連盟理事長石原團吉の名におきまして、まぐろ関税につき御好意ある善処を切に懇請するといふ電報を打つた次第であります。この問題につきましても、昨年の十二月に大統領及びダレス顧問に對して、同じくわれ／＼議員連盟は電報をもつて善処を懇請したのであります。そのときにダレス氏は懇篤なる御返事をくださったのであります。また今回のアチソン國務長官の言明と申し、アメリカの官庁においては、この問題に對してまことに同情あるところの御意見が発表されておるのではありません。しかるに日本の政府はどうか、どういふことをやつておるか。かつて同業者を代表してアメリカへこの関税問題の陳情に出かけた一向が帰つて、そうして聽問会を開いたことがあります。そのときにたまたま北米出漁の問題がありましたが、そのときの西村條約局長の口吻から申しましても、まぐろ関税等を考慮する点から、かに工船の出漁が見合せになる一つの原因にもなつたのであらうという想像もわれ／＼はせなければならぬやうな状態でありまして、一体日本の外務大臣

やまた條約局長や水産庁は、この問題
に対してアメリカのダレス氏やアチン
ン國務長官の示したような熱意ある態
度が表面化していないのであります。
このことを私はまことに遺憾とするの
であります。すでにアメリカにおいて
は、先の連合軍の水産部長であつたネ
ヴィル氏が今度はアメリカの漁業担当
官となつてすぐ早がわりをされて日本
に駐在をされて、アメリカの漁業擁護
のためにやつておる。それにもかか
わらず、日本はアメリカへもその他へ
も漁業担当官というふうなものを出す
気配もないといふことは、まことに遺
憾千萬であります。こういふ点に対し
てどういふお考えを持つておられるの
か、この点の確固たる方針を承りたい
のであります。まず一応以上をお尋ね
いたします。

○垣見政府委員 水産の米國及びカナ
ダとの關係について、今後いらく重
要な問題があるといふために、日本の
出先機關にさういふふうな水産の専門
家を駐在させるようにといふ話、
前々から外務省の方に申ししております
るし、先般来たび、欧米局長からも
この席上で答弁がありましたように、
外務省の方においても、できるだけ早
い機会にそれを考慮するといふことにな
つております。

○石原(團)委員 はなはだ要領を得ま
せん。これは要領を得ようとするのが
無理であります。ここに通産省に対し
ては私は非常に感謝するものでありま
す。ただいまの説明で、このカン詰等
水産物の輸出に対するところの諸種
の計画のあるところを明示されて、そ
うしてその熱意を示されたことをまご
とに感謝します。それにかわつて外務

省の方からは、何もありがたいう
な、安心のできるような御説明はない
のであります。そこで私はここに要求
することは、すでに外務大臣も總理大
臣の兼務より離れてきたのでありま
すから、外務大臣を次の委員会へ招致
して、このカン詰の問題のみならず、
今朝の新聞には台湾の沖合いへ漁業者
が出ることを台湾としてははなはだ好
まないといふようなことを、何らか日
本に通告したような記事があります
し、また最近までわれわれが知りたく
して知ることのできない朝鮮との關
係、また中共との關係、それらは、十
分この点に力を入れて、そうしてわが
國の對外漁業の根本的な有利なる解決
に進んでもらわなければならぬと思
うのであります。よつてこの次の委員会
に必ず外務大臣を招致されて、そうし
て十分對外關係を明らかにし、かつ心
構えを承りたいと思つてあります。
この点を委員長において必ず実現する
ように要望いたします。

○川村委員 たいだいま石原委員よ
り、この次の委員会は外務大臣
をここに呼んで、漁業條約その他外交
的漁業の問題について十分だしたい
といふ御意見がありました。私も同
感であります。本日、懇談会にも
これらの問題を取上げることに一決
いたしましたと思つて、この次の委
員会にはそのようにとりはからいま
す。

○松田委員 私は水産庁、外務省の役
人、通産省の役人に対して、まご
とお気の毒だといふ感じを持つておる
ものであります。まずこのまごの問
題の根本はどこにあつたかといふこ

とは、前の委員会にも相当論議された
ことであつて、要するに大洋漁業が冷
凍まぐろを、吉田總理の承諾を得た
としてアメリカへ一船積んで行つた。そ
れも腐敗していたものを積んで行つ
た。そしてアメリカの輿論を刺激し
た。これが根本の原因になつたので
あります。先ほど詳細なる内容に対し
ては、二階堂委員から種々御発言にな
り、御懇篤なる御答弁があつた。石原
委員からも言われた、アチソン長官が
モスコに通過するといふあの言葉は、
結局大洋漁業はモスコに通じてお
る、さうただいままでの経過からい
つて結論づけることができるのであり
ます。またこれに対して現在アメリカに
おいては、選挙の問題やいろ／＼な問
題がここからまつて、遂にかような
事態になつたのであります。要する
はそこにあつたのであります。要する
に日本国民はよく自覚して、日本国民
全体の利益のために、自由民主主義國
家の連繫をはかつて行かなければなら
ないのであります。ひとりかような誤
つた考え方から自己のみの利益をはか
る業者があれば、かようなことになつ
て行くのであります。この原因を、水
産庁長官においてもよく認識されてお
ることと私は考えておるのでありま
す。しかるに、水産庁長官は、大洋漁
業といふものがどういふものであるか
といふことをよく知つておられるが、
小さないわしのじやから飯までとつ
ておる。これが大洋漁業の実体であ
ります。一方においてはモスコに通ず
る行為を行つておるのが大洋漁業であ
ります。それに対して公海漁業の場合
に、大洋漁業に対して三十艘の独航
船、同母船を興えた。明年度の公海漁

業の場合においては、この事実を長官
はよく御認識されて、明年度の出漁に
対しては、相當の決意をもつて善処さ
れんことを要望すると同時に、大資本
の大洋漁業にあのまゝの方法でやられ
たならば、日本の中小漁業、沿岸漁民
は全部あの大資本に圧倒されること
であります。またアメリカにおいてもよ
く考えておる。こういふことが、かよ
うな大洋漁業と通ずる白洲次郎に対し
てアグレマンを拒否した現実のアメ
リカの理由だといふこれは私の見解で
あります。考へておる。さういふ立場
から行きましても、日本の漁業を守る
べく、またモスコに通ずるような業
者のないようにするには、一に長官
のこれからの決断にまつことと私は考
へるのであります。もし長官からこれ
に対して御答弁があるならば、私はこ
れを非常に歓迎するのであります。御
答弁がなくとも、これはやむを得な
いことと私は考へております。

○二階堂委員 先ほど農林省の方に
尋ねいたしました産業施設審議会の件
でありましたが、私がお尋ねいたしま
したのは二十七年二月十九日の新聞で
あるかと思つておりますが、日本経済に
この対策についての記事が出てお
るが、この中に通産省においては輸出買
易管理令を適用して、対米輸出の調整
に乗り出している。また水産庁では産
業施設審議会を設けて、二十七年か
から輸出品の生産工場を指定して、品質
や価格の統一をはかる準備を進めてい
るといふ記事が出ておるのでありま
す。この記事は二月で、すでに今日は五
月であります。この間こういふような
記事がただもつて出たとは考へられま

せんので、こういふ審議会を水産庁が
積極的の設けて、さうして輸出振興の
根本的の対策を立てておくべきだと考へ
ておりましたので、御意見を徹したわ
けであります。これについて水産庁当
局は何ら関知してないといふような
御返事であつたようでありましたが、
たしてこういふ話が全然なかつたの
か、どうか、あるいはさういふことを積極
的に考へてすらいはないのかどうか、こ
の点をお伺ひいたしたい。

○藤波説明員 その点につきまして
は、去年の暮れにまぐろが問題になり
まして以来、担当官のところさうい
う研究をしてきた、その程度でござ
います。

○二階堂委員 どうも一番関心をもつ
て積極的な対策を講じなければなら
ない水産庁の當局は、とることは一生
懸命である。つたもの加工してこ
れを売るといふ対策につきましては、
私ははなはだ冷淡であるように考へ
るを得ないのであります。今の私の質
問に対しては、さういふことは担
当官で研究してゐる程度である、こ
ういふ答弁であります。私はさうい
うことでは、ほんとうに大局的に見た日
本の今後の水産の振興発展といふもの
は、あり得ない。今後の貿易も自由競
争の時代に入つて参りましたし、ドル
地域とポンド地域との問題、あるいは
今後の輸出振興の大きな対策といふも
のは、きわめて深刻な問題を含みし
ておるのではないかと考へられるとき
に、農水産關係の輸出、生糸に次ぐ大
きな外貨獲得をいたしております水
産の貿易の問題は、業界並びにわれ
われも真剣な態度をもつてこれが対策
を考へなければならぬと考へておる

せんので、こういふ審議会を水産庁が
積極的の設けて、さうして輸出振興の
根本的の対策を立てておくべきだと考へ
ておりましたので、御意見を徹したわ
けであります。これについて水産庁当
局は何ら関知してないといふような
御返事であつたようでありましたが、
たしてこういふ話が全然なかつたの
か、どうか、あるいはさういふことを積極
的に考へてすらいはないのかどうか、こ
の点をお伺ひいたしたい。

ときに、当局である水産庁がどうもそ
ういうことでは、私はなほだもつて遺
憾の意を表せざるを得ないのでありま
す。今後積極的にこのカン詰の生産工
場の合理化の問題、あるいはこれに要
する資金の問題、あるいは原料の仕入
れの問題、いろいろな価格、品質の向
上の問題等について、もつと積極的な
熱意と対策を持つていただきたいとい
うことを、この際強く要望いたしてお
きます。

○川村委員長 委員長からも特に御要
望申し上げます。まぐろ関税の問題に
ついては、各委員から御発言のありま
した通りでありまして、私もアメリカ
国会の委員会がかような関税をかける
ことに決定したということは、はなは
だ遺憾だと思ひます。そこで今日にな
りましたことは、皆様の手続の手落ち
であるとは申しませんが、ゆだんをし
ておつたということが見られるのじや
なからうかと私は思つております。先
般北洋のさけ、まず漁業の出漁にして
も石原氏から御意見がありました、

大体一取の了解ができたということ
で、さげ、まずの出漁は出漁すること
ができましたが、いざ出漁することに
決定いたしました、出漁した際に、ア
メリカの漁業者の一部から大なる反対
があつたということを、先般のマ・ライ
ン撤廃の祝賀会にネザイル氏と会いま
して、そのことを直接承つたのであり
ます。そのことがどうなつたかとい
うことをお聞きしましたら、こちらか
らも十分意見を述べて、国務省でさつ
そく漁民を説いて、その空気を抹消し
てしまつた。今では何ら、さげます漁業
の出漁に対して漁民から反対がないと
いうことを承つたのでありますが、や

はり日本のあなた方も、ネザイル漁政
官がこちらに派遣されておりますので、
ネザイル氏を通じて十分日本とア
メリカの国交状態、日本の経済の再建
にかまぐろの関税が重大であるか
ということ、あるいは日本の漁民が、
もしまぐろ関税をかけられて、そうし
て漁業ができなくなつた場合には、日
本の漁民としてアメリカに対する感情
はどうなるかというようなことも十分
訴えて、ネザイル氏を通じて、あるい
は外務事務所におられる方々にもよく
そのことを通じて、国務省あたりに今
後ぜひこの問題を撤回するようにし
てもらつた方がいいではないかと考え
ますので、そのような方法をとること
も一つの方法じやないかと思ひまし
て、この点を強く要望しておきます。

○佐竹(新)委員 原則的に委員会の日
取りはきまつておるようですが、これ
は緊急のことですから、外務大臣が来
るときに、農林大臣も呼んでいただ
きたい。

アメリカは輿論の国ですから、日本
においても輿論を取上げるといふこと
にしないと、さつき石原さんの言われ
たように、石原さんの言われたよう
なことは政府がやらなければならぬ。政
府が何もやらねばならない、委員会だ
けでやつてもだめである。やはり外交
問題とか、あるいはいろいろの問題は
政府を通じてやらせるのだから、どう
しても農林大臣に出てもらつて、これ
は早急にやらぬといけないと思ひま
す。農林大臣も呼んでいただくことを
私はお願いいたします。

おわかりだと思ひます。この関税問題
の焦点は、やはり、アメリカの国会に
あると思ひます。国会に対して最も有
効なのは、やはり民間からの働きかけ
であつて、その点については、ただち
に二階堂委員からお話がありましたよ
うに、ことにこの問題に対して利害関
係の相当大きい、しかしながら政治的
には非常に発言の組織機会を持つて
いない消費者等に働きかけるというこ
とは、非常に有効な方法だと思ひま
す。外務省の方にも、私の方にも、独
立後出先機関のそういう点についての
活動について大いに活発にやつてもら
いたいということを申し入れておりま
す。

○川村委員長 ちよつと速記をやめ
て……。
〔速記中止〕
○川村委員長 それでは速記を始め
て。

ただいまの佐竹委員の御発言であり
ますが、ひとりまぐろ関税のことばか
りではなく、きよりの新聞を見ますと、
農林漁業の資金を相当増大して食糧自
給政策をとるといふことを発表してお
りますので、農林大臣からそのことを
御発表願う機会も得たいと思ひますの
で、この次の委員会には農林大臣も出
席するようとりはからいます。
本日はこの程度にとどめ次回の委員
会は二十日、火曜日午前十時から開
会いたします。
散会いたします。
午後零時四十分散会